

通水試験に係る歩掛り

本歩掛りは、秩父広域市町村圏組合水道局が発注する水道管布設工事等の土木工事の通水試験費の積算に適用する。

◆通水試験に係る作業日数

口径		延長		短距離	中距離	長距離
				0～100m	101m～500m	501m～
小口径	φ75以下			0.25	0.50	1.00
中口径	φ100～φ250			0.50		1.00
大口径	φ300以上			0.50	1.00	2.00

- ・ 上記日数は、水張を含んだ通水試験に必要な日数とする。
- ・ 当初設計時は、上記を標準として積算するものとし、実際の作業日数と著しく乖離が生じる場合は、工事記録を取り交わしのうえ変更の対象とすることができる。

◆通水試験に係る人工

1日当たり

口径		延長		世話役	配管工	普通作業員
小口径	φ75以下				1.00	1.00
中口径	φ100～φ250			0.50	1.00	1.00
大口径	φ300以上			1.00	1.00	1.00

- ・ 上記数量は、水張を含んだ通水試験に必要な標準の作業人工とする。
- ・ 交通誘導員については、1日あたり2人計上する
- ・ 当初設計時は、上記を標準として積算するものとし、現場条件を勘案して各人工を変更することができる。
ただし、人工の変更が生じる場合は、工事記録を取り交わしのうえ変更の対象とするものとする。

◆その他（共通事項）

- ・ 水張作業は、職員が行うこととするが、受注者は必ず水張作業に立会い不測の事態に備えること。
また、交通誘導員についても配置すること。